

資料2-1 会計年度任用職員の勤務・労働条件概要(会計年度任用職員(月額))

		現行 (非常勤嘱託職員)	令和2年(2020年)4月1日以降 (会計年度任用職員(月額))	整備条例における該当箇所
任用	種別及び根拠	特別職 (地方公務員法3条3項3号)	一般職 (地方公務員法22条の2 1項1号)	
	条件付採用	—	1か月 (15日未満の場合、15日に達するまで)	
	任期	最長1年(年度末まで)	最長1年(年度末まで)	
	再度の任用	○	○	
採用方法		競争試験	競争試験	
勤務時間、休暇等		週31時間	週31時間	第4条(会計年度任用職員に係る勤務時間、休日及び休暇等は規則で定めることを規定する。) 第5条(会計年度任用職員に係る育児休業等は、休暇制度で整備するため、対象外であることを規定する。)
服務規程	服務の根本基準	—	○	
	服務の宣誓	—	○	
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	—	○	
	信用失墜行為の禁止	—	○	
	秘密を守る義務	—	○	
	職務に専念する義務	—	○	
	政治行為の制限	—	○(企業職員及び技能労務職員を除く)	
	争議行為の禁止	—	○	
	営利企業への従事等の制限	—	従事可能	
分限処分		—	○	第2条(会計年度任用職員に係る休職の期間は任期の範囲内に限ることを規定する。)
懲戒処分		—	○	第3条(会計年度任用職員に係る減給の対象及び上限は対象の10分の1であることを規定する。)
給与等	基本報酬	報酬	報酬	※
	地域手当	なし(基本給に含む)	割増報酬	※
	時間外勤務手当	割増報酬	割増報酬	
	休日勤務手当	割増報酬	割増報酬	
	夜間勤務手当	割増報酬	割増報酬	
	宿日直手当	割増報酬	割増報酬	
	特殊勤務手当	割増報酬	割増報酬	
	扶養手当	割増報酬	なし(経過措置あり)	※
	住居手当	割増報酬	なし(経過措置あり)	※
	期末手当	割増報酬	手当	※
	勤勉手当	なし(期末手當に含む)	なし(経過措置あり)	※
	退職手当	割増報酬	なし(経過措置あり)	※
	通勤手当	割増報酬	費用弁償	

		現行 (非常勤嘱託職員)	令和2年(2020年)4月1日以降 (会計年度任用職員(月額))	整備条例における該当箇所
給与等 (続き)	旅費	費用弁償	費用弁償	第13条(会計年度任用職員に係る出張費用は、費用弁償として、行政職給料表2級以下の職員に相当する額を支給することを規定する。)
人事評価		なし	必要	
その他	人事行政の運営の公表	—	—	第1条(フルタイムの会計年度任用職員については本市での任用はないが、公表の対象になることから、除外の対象から除くことを規定する。)
	職員互助会の加入	○	○	第7条(会計年度任用職員については、月額で給与を支給されるもののうち、正規職員の4分の3を超えるものに限ることを規定する。)

上記の他、以下のとおり改正する。

第6条(公益的法人等への派遣において、条件付採用期間中の職員を対象から除外することについて、法改正に伴う項ずれを改正する。)

第8条～第10条(非常勤の職員を非常勤職員に統一する。)